

千葉県漁業調整規則の一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(遊漁者等の漁具又は漁法の制限) 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 <u>くまで及び移植ごて（柄の長さ五十センチメートル以内のものに限る。）</u> 五 徒手採捕 2～3 （略）	(遊漁者等の漁具又は漁法の制限) 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網（船を使用しないものに限る。） 四 <u>貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。）</u> 五 <u>藻類</u>の徒手採捕 2～3 （略）

改正後	改正前
(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一～三 （略） <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u>	(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一～三 （略） (新設)

改正後	改正前
第五十九条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、六月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第二項若しくは第四項、第三十八条から第四十四条まで、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定に違反した<u>とき</u>。 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条第三項の規定により付けた条件に違反した<u>とき</u>。 三 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第十三項において準用する第二十二条	第五十九条 次の各号のいずれかに該当する<u>者は</u>、六月以下の<u>懲役</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第二項若しくは第四項、第三十八条から第四十四条まで、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定に違反した<u>者</u> 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条第三項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u> 三 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第十三項において準用する第二十二条

改正後	改正前
第二項、第四十六条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく 命令に違反した<u>とき</u>。 2 (略) 第六十条 第二十五条第一項（第四十八条第八項において準用する 場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十五条 第一項の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は、科料</u> <u>に処する。</u>	第二項、第四十六条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく 命令に違反した<u>者</u> 2 (略) 第六十条 第二十五条第一項（第四十八条第八項において準用する 場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十五条 第一項の規定に違反した<u>者は、科料に処する。</u>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十五条第一項第四号の改正規定及び第五十九条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。